

令和 年 月 日

広島市救急医療コントロール機能運営協議会

広島市救急医療コントロール機能運営事業に係る申合せ事項（案）

1 趣旨

この申合せは、広島市救急医療コントロール機能運営事業実施要綱に基づき、救急医療コントロール機能病院（以下「コントロール病院」という。）から救急医療コントロール機能支援病院（以下「支援病院」という。）や救急医療コントロール機能バックアップ病院（以下「バックアップ病院」という。）への転院について、必要な事項を定めるものとする。

2 支援病院への転院の対象となる患者

支援病院への転院搬送は、次の(1)及び(2)を満たし、かつ、(3)または(4)の基準を満たす患者とする。

- (1) コントロール病院において救急患者として受け入れた患者のうち、初期診療を受けて状態が落ち着き、入院継続治療が必要であると判断された者
- (2) コントロール病院での初期診療後、7日以内の患者
- (3) 内科、外科、整形外科、脳神経外科の患者
- (4) (3)以外の診療科のうち、引き続き内科的治療又は経過観察を要する患者

3 バックアップ病院への転院の対象となる患者

バックアップ病院への転院搬送は、コントロール病院において救急患者として受け入れた患者のうち、初期診療を受け、入院継続治療が必要であると判断された者とする。

4 転院の方法

転院の方法は、コントロール病院において患者の状態に合わせた転院手段を判断する。搬送車で転院する場合は、コントロール病院、支援病院又はバックアップ病院の搬送車を使用する。

5 その他

この申合せ事項に定めるもののほか、本事業に必要な事項は、広島市救急医療コントロール機能運営協議会において協議するものとする。

（付 則）

この申合せ事項は令和8年4月1日より施行する。（令和 年 月 日承認）